

2023年3月20日

## 厚生労働省指定臨床実習指導者講習会世話人要件について

厚生労働省指定臨床実習指導者講習会における世話人要件については、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会（以下、教員等講習会）修了者が認められていましたが、この度、厚生労働省より、下記ガイドラインQ&Aで規定されているとおり、厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する教員等講習会修了者は認められるが、リハビリテーション医学会が実施した教員等講習会修了者については、今後認められないとの指摘がありました。

教員等講習会は平成9年（第24回）までリハビリテーション医学会が実施していましたが、平成10年（第25回）より厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団に移行し開催されています。

これまでリハビリテーション医学会が実施した教員等講習会で世話人要件を満たしていた方におかれましては、今後も世話人となる予定がある場合は臨床実習指導者講習会を積極的に受講していただきますようお願いいたします。

## 記

- 理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン等に関するQ&A（令和4年9月14日改訂版）

問VI-3 臨床実習指導者講習会の開催指針のうち、講習会世話人は「講習会を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者」とあるが、講習会を修了した者がいない場合に開催する際の世話人の要件如何。（開催指針）

（答）

厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会または、一般社団法人日本作業療法士協会が実施する臨床実習指導者中級・上級研修を修了した者、並びに厚生労働省が同等以上の能力を有すると認めた者とする。

以上